

2016年度 (一財)岐阜県サッカー協会《(公財)日本サッカー協会》登録について

KICKOFF システムへのログイン URL ⇒ <https://jfaid.jfa.jp/>

2015 年度からの新 KICKOFF システム導入に伴い、サッカーチームの登録ご担当者には継続チーム登録申請を行う前に、下記①～③のお手続きをお願いしております。なお、2015 年度の登録時にすでに上記の手続きがお済みの方は、必要ありません。

- ① JFA ID (※1) の取得 チーム登録責任者^(※2)・チーム登録責任者代理^(※3) 監督・コーチ・所属審判員
- ② 保有資格の紐づけ 監督・コーチ・所属審判員で JFA 公認資格をお持ちの方
- ③ チーム情報の紐づけ チーム登録責任者のみ

(※1) JFA ID の概要については、日本サッカー協会公式サイトをご覧ください。(※2) チーム登録責任者とは、チームにおける登録担当者を指します。
(※3) チーム登録責任者代理は、登録責任者と同様にチームの登録申請作業ができます。1 チームにつき最大 2 名まで登録可能。

【2015⇒2016年度切り替えにあたっての重要事項】

▶ チーム登録責任者代理の複数登録をお願いいたします。

2015 年度、チーム登録責任者のみ登録されていた場合で、その方が異動等で不在となったため、チーム関連の申請ができなくなってしまった、というケースが非常に多く報告されています。そこで、不測の事態に備え、登録担当者を常に複数名体制(主担当 1 名 + 副担当 1～2 名)にされておくようお願いいたします(登録責任者と、代理の方が手続できる申請の範囲は全く同じで、代理の方ができる申請に制限はありません。)

▶ チーム連絡先登録時の注意点

チーム連絡先を登録される際、マンション・アパート・ビル名や、部屋の号室を省略して入力されているケースが散見されます。これらを省略して入力されますと、選手証がきちんと届かない場合がありますので、マンション・アパート・ビル名、団体名(会社名・学校名等)、部屋番号もきちんと入力してください。

▶ チームへの注意事項

2 月 22 日(月)から 2 月 29 日(月)は、2015/2016 年度の登録処理重複期間となります。この期間中、2016 年度の登録申請を作成し申請を実行すると、2015 年度の申請は一切できなくなります。よって、2015 年度の大会出場が全て終わり、2015 年度の申請手続をする必要がなくなってから、2016 年度の申請を実施してください。

岐阜県サッカー協会ではサッカーのチーム選手の登録料の支払において、「収納代行」は利用しておりません。よって、「Web 申請登録について 2016」P.20～28 の「お支払い手続き」の説明は、当協会では該当せず、支払い方法は 2015 年度からの変更はありませんのでご注意ください。
※フットサルの登録料は収納代行を利用していますのでご注意ください。

【当初登録】 * 年度当初に 1 回だけ行う登録

(継続登録申請) 前年度に登録があるチームが引き続き登録する申請

- 登録の流れ ↓
- ① KICKOFF システムにログイン (<https://jfaid.jfa.jp/>) し Web 登録をする (各チーム)
* 事前に JFAID 取得、保有資格・チーム情報の紐づけが必要です。
 - ② 所属する地区または種別へ、登録料を納入する。(各チーム→地区協会または種別)
* 当初登録のスケジュール、登録料等は各地区協会または種別からの指示に従ってください。
 - ③ 地区協会または種別による承認事務 (登録料: 地区協会または種別→県協会)
 - ④ 県協会による承認事務 (登録料: 県協会→日本協会)
 - ⑤ 日本協会の承認
 - ⑥ 選手証の送付 (日本協会→各チーム)

(新規登録申請) 前年度に登録がないチームが登録する申請

前年度に登録がないチームが登録するときは所属する地区協会または種別の承認が必要です。承認を得ず、Web 登録をしないで下さい。

所属する地区協会または種別への連絡先は県協会(下記参照)までお問合わせください。登録の流れは継続登録申請の②以降と同様です。

【追加登録】 *当初登録後はすべて追加登録です。

◎当初登録と追加登録は登録料の納付先が異なります！

当初登録の登録料は、各チームから各種別や地区へ納付し、その後集計され、そこからまとめて県協会へ納付されます。

これに対し、**追加登録の登録料**は各チームから直接、県協会に納付していただきます。追加登録の承認作業はおおむね1週間以内に行いますが、特にお急ぎの場合は、県協会へその旨、メールにてご連絡ください。

【例えば！】

当初登録をした後すぐ、選手1名が当初登録に漏れていたことに気づき追加登録をした場合でも(たとえ同日にWeb登録をした場合であっても)、登録料の振込先が異なります。

◎Web上で追加登録をしたあと1ヶ月以上、登録料のお振込みがない場合は、却下扱いとさせていただきますのでご注意ください。

◎追加登録の年度内期限は毎年2月末日登録分までとさせていただきます。3月以降の追加登録は受け付けませんのでご注意ください。3月以降は新年度で登録してください。

*別紙「追加登録について」、「追加登録について(移籍を伴う場合)」参照

【監督登録について】

1. 2005年度から登録チームの指導者ライセンス義務化について(4種=少年のみ)

2005年度加盟登録より、4種チームは監督またはコーチのいずれかが公益財団法人日本サッカー協会が認定するS、A、B、CまたはD級指導者の資格を有していることが義務づけられています。

2. 2005年度から有資格者指導者の監督登録料が免除されました

(1) JFA公認指導者登録が完了している方が監督として登録される場合は監督登録料(2,000円)が免除になります。

(2) 監督が指導者資格を持っていないチームは、これまでどおり監督登録料を徴収します。(4種チームは有資格指導者の登録が義務づけられています)

【注意】Web登録のとき監督が有資格指導者であっても、保有資格の紐づけがされていない場合、有資格指導者とみなされず監督登録料が免除されないことがあります。必ず保有資格の紐づけをしてください。

3. 年度途中で何度交代しても監督登録料は徴収されません(2007年度から実施)

監督登録料免除対象者から、免除対象でない監督に交代した場合も徴収しない。

【その他の注意事項】

1. ユニフォーム規程について

ユニフォームに第三者のための広告表示を希望するチームは、スポンサーの名称、業種および広告の内容について、事前に県協会に申請し日本協会の承認を得る必要があります。

なお、ユニフォーム規程が2015年7月16日に改正(2016年4月1日より施行)され、同規程第14条により、経過措置として

・本規程施行後の3年間(2016年4月1日から2019年3月31日まで)

→大会主催者の許可を得た場合は、改正前の規程を適用することができます。

・本規程の施行前3ヶ月間(2016年1月1日から同年3月31日まで)

→大会主催者の許可を得た場合は、改正後の規程を適用することができます。

また、申請には所定の申請料が必要です。詳しくは県協会へお問い合わせください。

*詳しくは <http://www.jfa.jp/> ホーム > ドキュメント > 規約・規程「ユニフォーム規程(2016年4月1日施行版)」参照

2. 選手番号は永久番号です

Web登録で利用する、1996年度以降に各選手に付けられた選手登録番号(10桁の番号)は、その選手がチーム移籍、進学により種別が変わった場合でも永久に変わりません。また、数年間登録をしないで再び登録をする場合でも同様に変わりません。

チーム代表者は所属の選手に選手証や登録選手カード(選手証が張り付けてある台紙)を配布するなどして、選手本人が自分の選手登録番号を把握できるようにしてください。

〒500-8357 岐阜市六条大溝3-8-13

TEL 058-272-4343 /FAX 058-272-3181

一般財団法人 岐阜県サッカー協会

メール gifukenfa2003@mocha.ocn.ne.jp